政令第三百二十四号

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

「高崎市」を「高崎市　豊中市」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（大気汚染防止法施行令の一部改正）

第二条　大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「、豊中市」を削る。

（地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の一部改正）

第三条　地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令（平成十二年政令第四百十七号）の一部を次のように改正する。

「春日井市　豊中市」を「春日井市」に改める。

総務大臣　川端　達夫
環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦

市町村の合併の特例に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百二十五号

市町村の合併の特例に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十九条及び旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条に次の一号を加える。

三　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）

（旧市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第二条　市町村の合併の特例に関する法律施行令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧市町村の合併の特例に関する法律施行令（昭和四十年政令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一号を加える。

三　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

測量法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百二十六号

測量法施行令の一部を改正する政令

内閣は、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号イ中「東経百三十九度四十四分二十八秒八七五九」を「東経百三十九度四十四分二十八秒八八六九」に改め、同号ハ中「三十二度二十分四十四秒七五六」を「三十二度二十分四十六秒二〇九」に改め、同条第二項第二号中「二十四・四一四〇メートル」を「二十四・三九〇〇メートル」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　前田　武志
内閣総理大臣　野田　佳彦

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百二十七号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十三条第二項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十条の二第二項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十二条の二第二項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第一号中「第五項まで及び」を「第五項まで、第四十三条第一項及び第三項並びに」に改め、同項第二号中「第四十三条第四項」を「第四十三条第五項」に改める。

第四十二条第一項第一号中「並びに次条第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及びロ」を「及び次条第一項」に改め、同条第五項中「、次条第一項及び第三項並びに」を「及び」に改め、同条第六項第二号中「、第八項第二号及び次条第一項」を「及び第八項第二号」に改める。